

議会運営委員会要点記録

○開会日時 令和3年6月29日(火) 午前10時

○場 所 伊東市役所第2委員会室

○出席委員 6名

1 番	青 木 敬 博 君	2 番	長 沢 正 君
3 番	四 宮 和 彦 君	4 番	宮 崎 雅 薫 君
5 番	大 川 勝 弘 君	6 番	重 岡 秀 子 君

○出席議員 6名

議 長	佐 山 正 君	副議長	中 島 弘 道 君
議 員	仲 田 佳 正 君	議 員	杉 本 憲 也 君
〃	篠 原 峰 子 君	〃	佐 藤 周 君

○オブザーバー 4名

議 員	田久保 眞 紀 君	議 員	鈴 木 絢 子 君
〃	浅 田 良 弘 君	〃	石 島 茂 雄 君

○出席議会事務局職員 5名

局 長	富 士 一 成	局長補佐	森 田 洋 一
係 長	鈴 木 綾 子	主 事	福 王 雅 士
主 事	野 田 昌 伸		

○会議に付した事件

1 市議会6月定例会最終日の運営について

- (1) 採決の方法について
- (2) 人事案の取扱いについて
- (3) 追加議案の取扱いについて
- (4) その他

2 その他

- (1) 次期9月定例会の頭出しについて
- (2) その他

○会議の経過概要

○委員長(宮崎雅薫君)開会する。

○委員長（宮崎雅薫君）日程第1、市議会6月定例会最終日の運営についてを議題とする。

(1) 採決の方法についてから(4) その他までを事務局長から説明いたさせる。

○事務局長（富士一成君）順次、説明する。まず、(1) 採決の方法についてである。資料1ページの付託議案審査状況一覧に基づき説明する。付託案件は、条例6件、補正予算1件の合計7件である。条例及び補正予算については、各所管常任委員会において、いずれも原案を可決すべしとのご決定をいただいている。本会議における採決の方法について、順次、説明する。

まず、常任総務委員会へ審査を付託した、市議第1号 伊東市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例、市議第4号 伊東市新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当金の支給に関する条例の一部を改正する条例及び市議第8号 伊東市手数料徴収条例の一部を改正する条例、以上、条例3件については、全会一致で原案を可決すべしとの決定である。3件一括上程後、委員会審査報告、質疑、討論の後、3件一括、挙手による採決をお願いする。

次に、常任観光建設委員会へ審査を付託した、市議第2号 伊東市手数料徴収条例の一部を改正する条例の条例1件については、全会一致で原案を可決すべしとの決定である。上程後、委員会審査報告、質疑、討論の後、挙手による採決をお願いする。

次に、常任福祉文教委員会へ審査を付託した、市議第3号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例及び市議第5号 伊東市学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例、以上、条例2件については、全会一致で原案を可決すべしとの決定である。2件を一括上程し、委員会審査報告、質疑、討論の後、2件一括、挙手による採決をお願いする。

次に、各所管常任委員会へ審査を分割付託した、市議第7号 令和3年度伊東市一般会計補正予算（第2号）については、各所管常任委員会において、全会一致で原案を可決すべしとの決定である。上程後、各委員会審査報告、質疑、討論の後、挙手による採決をお願いする。

以上の委員会付託案件に続き、さきの6月9日開催の本委員会において、最終日に即決の扱いとさせていただいた、発議第1号 伊東市議会会議規則の一部を改正する規則及び発議第2号 伊東市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の一部を改正する条例については、市諮第1号の人事案件の決定の後、それぞれ上程し採決となるが、各会派及び会派に所属していない議員全員による共同提出議案であるので、申合せにより、説明、質疑及び討論を省略し、これまでの例により、それぞれ簡易採決としたいと思う。

次に、(2) 人事案の取扱いについてである。資料2ページをご参照願う。市諮第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてである。本案は6月9日の本委員会において説明したとおり、上程後、市長の説明の後、申合せに基づき、質疑、討論を省略し、挙手による採決をお願いす

る。

次に、(3) 追加議案の取扱いについてである。功労者表彰について、6月15日(火)に表彰審査委員会が開かれ、伊東市功労者表彰についての1件を今定例会に追加議案として提出したいとの申出が議長にあった。議案書については、6月30日(水)の最終本会議の開会前に提出させていただきたいとのことである。追加提出された場合には、本委員会を開催することなく、これまでの例に倣い、人権擁護委員候補者の推薦についての人事案の上程前に、日程追加により上程し、市長の説明の後、これまでの例により、質疑、討論を省略し、挙手による採決をお願いする。

最後に、(4) その他であるが、2点申し上げる。まず、メガソーラーに関連した市長の確約書に関する一連の報道について、市長から発言の申出があるため、本会議冒頭の議事に入る前にこれを許可し、発言をしていただきたいと思う。2点目としては、討論を予定されている議員におかれては、会議規則第52条に基づき、発言通告書をご提出いただくようお願いする。

以上で、市議会6月定例会最終日の運営についての説明を終わる。よろしくご協議のほどお願いする。

○委員長(宮崎雅薫君) まず、(1) 採決の方法について、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(宮崎雅薫君) 質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

採決の方法については、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(宮崎雅薫君) ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(2) 人事案の取扱いについて、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(宮崎雅薫君) 質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

人事案の取扱いについては、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(宮崎雅薫君) ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(3) 追加議案の取扱いについて、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(宮崎雅薫君) 質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

追加議案の取扱いについては、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(宮崎雅薫君) ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(4) その他での討論の通告について、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

討論の通告については、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

その他であるが、先ほどの事務局長の説明のとおり、本日の新聞各社の記事についてのメガソーラーの関係で、市長から、本会議冒頭に発言の申出がある。

暫時休憩する。

午前10時 9分休憩

午前10時16分再開

○委員長（宮崎雅薫君）休憩前に引き続き、会議を開く。

市長の発言を聞いて、本会議場での質問等となると、緊急質問の動議なりで行うしかない。休憩中の発言であったが、四宮委員のほうから、しっかりとした場で、市長の発言に対しての各議員の意見を聞いたほうがよいのではないかという意見があったが、そうになると、こういう問題であるので、日を置くよりもすぐに全員協議会などを開催し、皆さんに質疑をしていただくという形が考えられるが、それについてはいかがか。

○3番（四宮和彦君）取りあえず、すぐに対応となるとそういう形でしかないのかなと思う。まだ、朝の新聞記事であったので、しっかり調べきれてはいないが、岩手県議会などでは、同じようなメガソーラーの許認可に関して判断がおかしいのではないのかということで、通常であれば予算執行を伴うか否かが判断基準になるのかもしれないが、百条委員会を設置している。そのほかのところでは、事業執行に関して、市長が念書を取ったという似たようなケースで百条委員会を開いている事例があった。議会の調査権限をしっかりと行使できる形での会議を行う必要があるのではないかと思う。今まで何回も言ってるが、行政執行がしっかりと正しく行われているかという信頼をしっかりと見せなければいけないとなると、今回のことは、市長が少し間違えてしまったという簡単な話ではないし、さらに言うと、建設部の職員が仲介をしており、その判断をするときに、副市長も顧問弁護士も知らなかったということになると、その意思決定というものがどうなっているのか、これは、ものすごく大きな反省を促さないといけない事態であって、議会としても厳しい姿勢を見せる必要があると思う。それが、百条委員会が適切なのかどうかは置いておいたとしても、やはり、定例会が終わった後でも特別委員会を設置して、これについてはしっかりと審議を行って、議会としてもしっかりと提言を行っていく

ということを決めるべきであると思うが、その辺はいかがか。

- 委員長**（宮崎雅薫君）特別委員会の設置となると、時間的にも随分とかかることになるが、そこまで時間をかけてしまってよいのか。発言の内容について、質疑ができる場をつくるとしたら、その日のうちにまず全員協議会を開催して、質疑も4回までなどの制約はあるが、通告をすればさらに多くのことを聞ける可能性もある。このような形をまず行って、その対応によっては、四宮委員が言っているような——百条委員会はどうなのかという問題はあるが、特別委員会の設置などが考えられるが、いずれにしても時間的にかなり先送りになってしまうが、それでよければそのようなやり方もある。即効性を求めるのであれば、まず、その日のうちに見解等を求めるようなやり方がよいのではないかと思う。
- 3番**（四宮和彦君）私がこういうことを言うのは、市長の立場を守るということを考えても、こういうことの解明は必要であると思うからである。先ほどのように、建設部職員がその話を持ってきて、それで市長が不安になってそういう確約書を出してしまったとしたら、言い方は悪いのかもしれないが、市長自身が悪徳商法に騙されて、引っかかってしまったというようなものである。要するに、損害賠償額を抑えるためによかれと思ってやってしまったことという話なのかもしれない。いずれにしても、そういうことが解明されることによって、市長自身を守られる可能性もある。よいことか悪いことかは別にして、そこの部分を曖昧なままにしておくのはよくはない。
- 委員長**（宮崎雅薫君）議会の対応としてどうするのか、皆さんの意見を伺いたいと思う。
- 6番**（重岡秀子君）二段構えというか、明日の対応と今後の対応とで分けて考えなくてはいけないと思う。まずは明日の対応である。明日に関しては、市長の発言の後にすぐに行うのか、それとも本会議を終了した後に行うのか。全員協議会のほうがルール的にはやりやすいのであれば、私はそれでよいと思うが、これはしっかりと記録なりが残るものなのか。
- 事務局長**（富士一成君）要点記録として残る。公開についても委員会の要点記録と同様にホームページで公開していく。
- 6番**（重岡秀子君）分かった。それであれば、どういう議論になるか分からないが経過が残るので、明日の対応としては12月の全員協議会のような形でよいのではないかと思う。四宮委員の提案のような、議会としてどのようにしていくのかというのは、再度、議運等を開いて決めていくべきではないか。
- 委員長**（宮崎雅薫君）そのための議運を今、開いていると解釈している。
- 6番**（重岡秀子君）明日、市長の見解を聞いた上で決めていくのがよいのではないかと思う。百条委員会なりの設置というのは、明日の本会議での市長の見解を聞いてでない。今日ここでその辺までを決めるというのはもう少し検討が必要なのではないかと思う。

- 委員長**（宮崎雅薫君）今後、百条委員会や特別委員会を立ち上げるとしたら、別途の議会運営委員会が必要である。今は、今日の記事についての市長の見解を求めて、今後、どのようにしていくかを話し合う場である。その辺の区別をしていただきたい。
- 6番**（重岡秀子君）分かった。私は、全員協議会のみで終わらせるべきではないと思う。ただ、係争中で、これから市のほうも一週間以内の間に河川占用許可の処分も出すという中で……。
- 委員長**（宮崎雅薫君）取りあえず、全員協議会を開催するというだけでよいか。
- 6番**（重岡秀子君）それは賛成である。
- 5番**（大川勝弘君）まず、我々も新聞記事を読んだだけであるので、その内容をしっかり把握しないと次の段階へは進めないと思う。そのため、明日は全員協議会を開催して内容を把握し、その後の対応については、代表者会議などで話し合っていく、対応を検討していくということではよいのではないかと思う。
- オブザーバー**（浅田良弘君）先ほどから、本日の記事に対して、どのような議会としての対応を取るかの議論がされている。緊急質問の動議の場合は、実際に動議をした人しか質問ができない。それと、先ほど委員長が言っていたが、通告をするといっても今日の明日ではなかなか難しいものがある。それであるならば、本会議での市長の見解を聞いた中で、全員協議会という形を取り、その後、それだけでは済まないということになれば、先ほど四宮委員が言っていたようなことを想定していったほうがよいのではないかと思う。
- 委員長**（宮崎雅薫君）先ほどの私の発言で誤解を招いたところがある。通告をすると言っても、全員協議会の中で、質疑は4回までとなっているが、通告による質疑をすることもできるという意味である。そのほうが質疑を行う側も答える側も分かりやすいのではないかというつもりであった。もし、全員協議会を行うのであれば、質疑がある場合は事前に通告をしていただいたほうがスムーズではないかというつもりでの意見であった。
- オブザーバー**（浅田良弘君）今までの全員協議会と同様に、通告をしなくても質疑はできるが、通告をしたほうがスムーズな質疑ができるということで理解した。そうであるならば、全員協議会を開催すべきであると思う。
- オブザーバー**（田久保真紀君）少し心配なのは、昨日の今日の出来事であるので、果たして答弁が対応できるのかが疑問である。記事を見る限りでは、確約書に対して、約束を守っていないということで、事業者側から何らかのアクションがあるかもしれない。その場合に、議場の発言というのは、裁判においても非常に有効となるので、私はずっとこの件に携わっているのである程度の知識はあるけれども、質疑する側もまだ知識が足りない中で、答弁する側も、現状でどこまで事実確認をしっかりとできているのかが不明確な中で、全員協議会を開催するのは果たして大丈夫なのか疑問である。その辺は皆さんはどのように考えるのか、意見を伺いた

い。

- 委員長（宮崎雅薫君）田久保議員は意見を伺う立場にはない。今、それぞれの意見を聞いている。今、急ぎで行うべきではないという意見が出た。

暫時休憩する。

午前10時31分休憩

午前10時35分再開

- 委員長（宮崎雅薫君）休憩前に引き続き、会議を開く。

それぞれの意見を伺ったが、まず、本日の記事に対して、市長の見解を本会議の中で述べてもらう。それについては、本会議終了後に全員協議会を開催し、その中で質疑を行う。このような形でよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（宮崎雅薫君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

この全員協議会には質疑は4回までであるが、明日ということもあるが、事前に通告ができる方がいればしていただきたい。また、ほかの議員の質疑内容をしっかりと聞いていただいて、質疑が被らないようにしていただきたい。

- 6番（重岡秀子君）当局の出席者はどういう形になるのか。

- 委員長（宮崎雅薫君）暫時休憩する。

午前10時37分休憩

午前10時40分再開

- 委員長（宮崎雅薫君）休憩前に引き続き、会議を開く。

それでは、(4) その他の事項については、ご異議なしと認め、さよう決定した。

そのほかに、6月定例会の運営について、委員から何かあれば、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

以上で、日程第1、市議会6月定例会最終日の運営についてを終了する。

- 委員長（宮崎雅薫君）日程第2、その他を議題とする。

(1) 次期9月定例会の頭出しについて及び(2) その他について、事務局長から説明いたさせる。

○事務局長（富士一成君）まず、(1) 次期9月定例会の頭出しについてである。資料3ページをご参照いただきたいと思う。次期定例会の頭出しについては、8月31日（火）の開会を提案させていただきたいと思う。8月31日（火）開会となると、8月24日（火）告示、8月25日（水）は議会運営委員会となる。今回の9月定例会では、常任委員会委員及び議会運営委員会委員の任期満了に伴う改選も予定している。

次に、(2) その他であるが、事務局からは特になし。よろしくご協議のほど願う。

○委員長（宮崎雅薫君）まず、(1) 次期9月定例会の頭出しについて、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

次期9月定例会の頭出しについては、説明のとおり、8月31日（火）とすることにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

事務局長からも説明があったが、各常任委員会委員等の改選の時期となる。昨日の代表者会議でもご了承いただいたが、正副議長や委員長の改選、選任ということで、世話人会で話し合いを進めていくことになる。例年だと、9月定例会前の代表者会議で立ち上げということだが、今回は少し早めて立ち上げをするつもりでいる。お盆過ぎぐらいから立ち上げていきたいと思う。

○事務局長（富士一成君）先ほどの日程について補足させていただく。今回の9月定例会は委員の改選があり、現委員の任期が9月29日までとなるので、最終日は30日となる。ここについてはご了承願う。

○委員長（宮崎雅薫君）暫時休憩する。

午前10時45分休憩

午前10時47分再開

○委員長（宮崎雅薫君）休憩前に引き続き、会議を開く。

次に、(2) その他について、事務局からはなしとのことであるが、委員から何かあれば、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

議会運営委員会委員長の立場から、一言申し上げる。毎回、同じようなこと言っているが、

新型コロナウイルス感染症対策として、本会議における傍聴は募らぬよう、皆さんへのご協力をお願いしてきたところであるが、今定例会において、議員の関係者の方も傍聴にお見えになっていたようである。今定例会における本会議は、明日の最終日を残すのみとなったが、定例会終了後についても、引き続き、伊東市議会新型コロナウイルス等感染症対応マニュアルを確認いただきながら、感染症予防に努めていただきたいと思います。よろしく願います。

以上で、日程第2、その他を終了する。

○委員長（宮崎雅薫君）以上で、日程全部を終了した。

これにて閉会する。

○閉会日時 令和3年6月29日（火）午前10時48分（会議時間32分）

以上の記録を認める。

令和3年6月29日

委員長 宮 崎 雅 薫